

令和7年9月16日

## 在留期間満了日に関するお知らせ

いつもお取引いただきありがとうございます。

今般、お客様とのお取引を継続するため、改めて「在留カード」をご提示いただき在留資格・期間等を確認させていただきます。

「在留カード」の更新手続きが完了されたお客様につきましては、当組合お取引店まで、以下の4つをご持参いただき、お手続きをお願いいたします。

- ・新しい在留資格・期限等が記載された在留カード（原本）
- ・通帳
- ・キャッシュカード
- ・お届け印

なお、令和7年10月7日までにご来店されない場合には、当組合普通預金規定に基づき、お取引を制限させていただきますので、予めご了承願います。

\*\*\*\*\*  
本件に関するお問い合わせ先

山梨県民信用組合 コンプライアンス統括部

TEL : 0120-117-786 (フリーダイヤル) 受付時間 : 平日 9:00~17:15

E-mail : [yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp](mailto:yks-e301@yamanashikenmin.shinkumi.jp)